

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成21年4月2日(2009.4.2)

【公開番号】特開2007-315176(P2007-315176A)

【公開日】平成19年12月6日(2007.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2007-047

【出願番号】特願2006-142329(P2006-142329)

【国際特許分類】

F 04 D 25/16 (2006.01)

F 04 D 29/44 (2006.01)

【F I】

F 04 D 25/16

F 04 D 29/44

P

【手続補正書】

【提出日】平成21年2月16日(2009.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

円筒状のケーシングと、このケーシング内に支持台によって配置された電動機と、この電動機の回転軸に設けた羽根車と、この羽根車の直前部に配置した円筒とを備えた軸流送風機において、前記円筒は、先端部とこれに接合される筒状の後端部とからなり、その円筒の外周面を、その外周面と前記円筒状のケーシングの内面とで形成される流路断面積が一定の割合で変化するように形成したことを特徴とする軸流送風機。

【請求項2】

円筒状のケーシングと、このケーシング内に支持台によって配置された電動機と、この電動機の回転軸に設けた羽根車と、この羽根車の直前部に配置した円筒とを備えた軸流送風機において、前記円筒は、先端部とこれに接合される筒状の後端部とこの後端部に接合される円筒部とからなり、その円筒における先端部と後端部とで形成される外周面を、その外周面と前記円筒状のケーシングの内面とで形成される流路断面積が一定の割合で変化するように形成したことを特徴とする軸流送風機。

【請求項3】

前記円筒は、一端を前記ケーシングの内面に固定したステーによって、羽根車の直前部に支持固定したことを特徴とする請求項1又は2に記載の軸流送風機。

【請求項4】

前記円筒は、前記羽根車に一体的に固定したことを特徴とする請求項1又は2に記載の軸流送風機。

【請求項5】

円筒状のケーシングと、このケーシング内に支持台によって配置された電動機と、この電動機の回転軸に設けた羽根車と、この羽根車の直前部に配置した円筒とを備えた軸流送風機において、前記円筒は、先端部とこれに接合される筒状の後端部とからなり、その円筒の外周面を、その外周面と前記円筒状のケーシングの内面とで形成される流路断面積が線形の一次式となるように形成したことを特徴とする軸流送風機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記の目的を達成するために、第1の発明は、円筒状のケーシングと、このケーシング内に支持台によって配置された電動機と、この電動機の回転軸に設けた羽根車と、この羽根車の直前部に配置した円筒とを備えた軸流送風機において、前記円筒は、先端部とこれに接合される筒状の後端部とからなり、その円筒の外周面を、その外周面と前記円筒状のケーシングの内面とで形成される流路断面積が一定の割合で変化するように形成したことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

また、第2の発明は、円筒状のケーシングと、このケーシング内に支持台によって配置された電動機と、この電動機の回転軸に設けた羽根車と、この羽根車の直前部に配置した円筒とを備えた軸流送風機において、前記円筒は、先端部とこれに接合される筒状の後端部とこの後端部に接合される円筒部とからなり、その円筒における先端部と後端部とで形成される外周面を、その外周面と前記円筒状のケーシングの内面とで形成される流路断面積が一定の割合で変化するように形成したことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

更に、第5の発明は、円筒状のケーシングと、このケーシング内に支持台によって配置された電動機と、この電動機の回転軸に設けた羽根車と、この羽根車の直前部に配置した円筒とを備えた軸流送風機において、前記円筒は、先端部とこれに接合される筒状の後端部とからなり、その円筒の外周面を、その外周面と前記円筒状のケーシングの内面とで形成される流路断面積が線形の一次式となるように形成したことを特徴とする。